

嘉島町災害公営住宅入居本申し込みのご案内

嘉島町災害公営住宅の入居者を募集するため、本申し込みを受付けます。

災害公営住宅とは、平成28年熊本地震により住宅が滅失し、自力では住宅再建が難しい方のために、町が公営住宅法に基づき建設するものです。通常の公営住宅と比べ、入居基準が緩和されます。

■本申し込み受付期間

- 期間 平成30年8月1日（水）～平成30年8月31日（金）
（土、日を除く）
- 時間 午前9時から午後4時まで
- 場所 嘉島町役場1階小会議室

■災害公営住宅の入居要件

次の①～⑥の全ての要件を満たす必要があります。

- ①平成28年熊本地震により嘉島町で居住していた住宅が被災し、その住宅のり災判定が「全壊」の世帯。または、り災判定が「大規模半壊」または「半壊」であり、その住宅を原則解体していること。

*仮申し込み時からの変更点

借家が被災（大規模半壊または半壊）し、自己都合によらず退去した世帯は、建物が解体されているか否かに関わらず本申し込みが出来ます。

- ②居住できる家を所有していないこと。
- ③仮設住宅や避難先等に居住しており、現に住宅に困窮していること。
- ④被災者生活支援制度の加算支援金を申請（受給）していないこと。
- ⑤申し込み世帯に暴力団員がいないこと。
- ⑥原則町税等の滞納がないこと。

■本申し込みに必要なもの

- 災害公営住宅入居申込書（申し込み会場に備え付けてあります。また嘉島町ホームページからもダウンロードできます。）
- 印鑑
- り災証明書の写し（*仮申し込みをされた方は不要）
- 「大規模半壊」または「半壊」の世帯は、解体証明書の写し又は滅失登記簿謄本の写し（*仮申し込みをされた方は不要）
- 平成30年1月1日時点で嘉島町に住民票がない方は、平成29年分源泉徴収票、年金額改訂確定通知書、所得税（または町県民税）申告書の写し等の入居予定者全員の所得が確認できる書類

■募集する団地、住戸、規格等及び完成予定時期

団地名	住所（行政区）	規格	募集戸数	完成予定時期
荒尾団地	嘉島町大字上六嘉地内	2LDK	18戸	平成31年9月
門ノ久団地	嘉島町大字上島（西村区）地内	2LDK	19戸	平成31年12月
蔵園団地	嘉島町大字上島地内	2LDK	12戸	平成31年7月
浮明団地	嘉島町大字鯉地内	2LDK	11戸	平成31年7月

*各団地1～2戸程度3LDKを予定

■入居予定団地について

- (1) 門ノ久団地については、被災時に西村区にお住まいの方。又、浮明団地については、被災時に鯉区にお住まいの方。
- (2) 荒尾団地については東校区（西村区除く）、蔵園団地については西校区（鯉区除く）に、それぞれ被災時にお住まいの方。
- (3) 但し各団地において、募集戸数より入居申し込み数が多い場合は、調整させていただきます場合があります。

*平成 28 年 10 月に実施した「住宅被災者の今後の住まいに関する意向調査」により、各区で 10 戸以上希望があった区（西村区・鯉区）にはその区に、各区で 10 個未満の希望があった区には、東、西校区それぞれ 1 団地建設を決定。

■その他注意事項

- (1) 入居後は、家賃・電気代・ガス代、及び共益費・駐車場代等の支払いが必要になります。
- (2) 入居時には、敷金（家賃の 3 か月分）の支払い、連帯保証人が必要です。
- (3) ペットの飼育は、室内・敷地内ともに不可です。
- (4) 災害公営住宅は、被災者生活再建支援制度の加算支援金（賃貸）の対象とはなりません。
- (5) 町税等の滞納がある方は個別にご相談ください。
- (6) 災害公営住宅から町営住宅へ移行した場合（*1）、滞納者や高額所得者は、明け渡しをしていただく場合があります。（*2）

* 1. 災害公営住宅期間は、熊本地震が発生した平成 28 年 4 月 14 日から平成 31 年 4 月 13 日までの 3 年間です。その後は、町営住宅へ移行します。

* 2. 災害公営住宅の入居資格で緩和措置の一つとして収入基準の緩和がありますが、これは入居時の特例措置であり、入居から 3 年以上経過した世帯で収入が高額な場合（区分 5 以上）は、収入超過者となり家賃が増額され住居明け渡しの努力義務が生じます。また、入居から 5 年以上経過した世帯でかつ直近 2 年間で区分 5 以上の世帯は、高額所得者となり住居明け渡しが義務となります。

* 災害公営住宅家賃例

（熊本県住まいの再建災害公営住宅ガイドブックより参照）

区分	政令月収	入居者家賃	
		2LDK	3LDK
1	0円～104,000円	約23,000円	約27,000円
2	104,001円～123,000円	約27,000円	約32,000円
3	123,001円～139,000円	約31,000円	約36,000円
4	139,001円～158,000円	約35,000円	約41,000円
5	158,001円～186,000円	約40,000円	約47,000円
6	186,001円～214,000円	約46,000円	約54,000円
7	214,001円～259,000円	約54,000円	約63,000円
8	259,001円～	約63,000円	約73,000円

* 政令月収は、入居者全員の給与や公的年金等の収入による所得と世帯属性等による控除（扶養控除、障害者控除など）を考慮し算出します。

■お問い合わせ先 嘉島町建設課管理係 096-237-2619